様式第９号（要綱第１４条関係）

日南町空き家情報活用制度登録物件改修事業費補助金交付要綱の返還規定について

【抜粋】

(補助金の返還)

第14条　町長は、補助金の交付を受けた者が、この要綱に違反し、又は不正の手段により補助金の交付を受けたと認められるときは、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

　2　補助金を受けた日南町空き家情報活用制度の登録物件の所有者が、5年以内に日南町空き家情報活用制度から登録を取り消したときは、その者が既に受けた金額の全部又は一部を返還させるものとする。

3　前項により、補助金の返還を命じられた者は、納期までに補助金を返還しなければならない。

上記について、説明を受け、了承しました。

　　年　　月　　　日

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　連絡先